

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(建築指導課)

一

告 示

建築基準法に規定する数値等の変更

(建築指導課)

一

号外 (頁) 平成二十九年 四月 一日

規 則

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号

岐阜県建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「法」という。)及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成二十八年国土交通省令第五号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(軽微変更該当証明書の交付申請)

第二条 省令第十一条の規定により軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を知事に求めようとする者は、軽微変更該当証明書交付申請書(別記様式)の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- 一 当該変更をする計画に係る省令第四条第一項第一号に定める通知書又はその写し
- 二 省令第一条第一項に規定する図書(変更に係る部分に限る。)
- 三 省令別記様式第一第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記
様式 (第 2 条関係)

軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

岐阜県知事 様

提出者の住所又は
主たる事務所の所在地
提出者の氏名又は名称 印
代表者の氏名
設計者氏名 印

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則 (以下「省令」という。) 第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) の変更が省令第 3 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【計画を変更する建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定】

【適合判定通知番号】 第 号

【適合判定通知書交付年月日】 平成 年 月 日

【適合判定通知書交付者】

(本欄に記入はしないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

添付書類

- 1 変更をする計画に係る省令第四条第一項第一号に定める通知書又はその写し
- 2 省令第一条第一項に規定する図書 (変更に係る部分に限る。)
- 3 省令別記様式第一第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類

告 示

岐阜県告示第九十六の二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第五十二条第一項第七号及び第二項第三号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二並びに別表第三五の項の欄に規定する数値等を次のとおり変更するので告示する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更する区域

高富都市計画区域及び中津川都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域

二 区域の区分及び制限の数値

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県都市建築部建築指導課に据え置き、高富都市計画区域については岐阜・西濃建築事務所及び山県市まちづくり・企業支援課に、中津川都市計画区域については東濃建築事務所及び中津川市リニア都市政策部都市計画課に備え置いて、縦覧に供する。

三 適用年月日

平成二十九年四月一日

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社